



# しぶや青色

令和6年 7月号 第623号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

## << 8月のお知らせ >>

### ● 8月の来所は予約制です ●

記帳のご相談やその他のご相談は、ご予約のうえお越しください。

各種情報は当会ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.428aoiro.jp/>

渋谷青色申告会でも検索できます。

～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

### ● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室

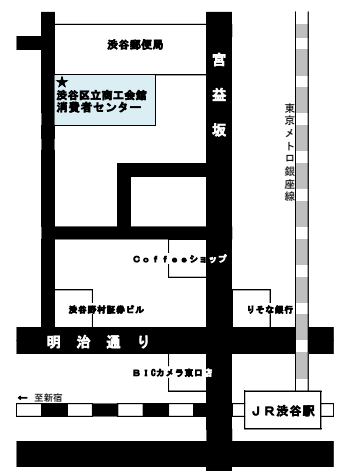
これから会計ソフトを使いはじめようとお考えの方向けの教室です。

弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の仕方まで、

講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります ★

|     |                                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|
| 日 時 | 8月29日（木）・30日（金）<br>午前の部（不動産所得者向け） 9:30～12:30<br>午後の部（事業所得者向け） 1:30～ 4:30 |
| 会 場 | 渋谷区立商工会館 6階 クラブ室<br>渋谷区渋谷 1-12-5                                         |
| 定 員 | 午前・午後の部 各4名                                                              |
| 費 用 | 無 料                                                                      |
| 申 込 | 事務局までお電話でどうぞ (TEL 3463-7043)                                             |



★お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03 (3463) 7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>

# 青色申告会の会員サービス！

青色申告会員ならではの会員サービスをご用意しております。詳しくは、事務局にお問い合わせください。

## 1. 各種保険共済制度

- ・青色共済保険・医療保険・傷害保険・交通事故傷害保険・青色ガン保険・介護保険
- ・自転車保険・自動車保険・火災共済・青色PL保険等

## 2. ラフォーレ倶楽部の施設利用

全国にあるラフォーレ施設を会員料金で利用できます。  
リゾートでゆっくりリフレッシュ。  
ゴルフからお子様向け手作り工房などもお楽しみいただけます。

利用してね♪

## 3. 日本旅行会員割引

企画旅行（国内・海外）が7%割引になります。

## 4. 大樹生命（旧三井生命）保険の割引

個人で加入している大樹生命の保険料が割引になります。  
※一定の条件が必要です。割引率は契約内容により異なります。

## 5. アフラックのがん保険

CMでおなじみの「アフラックのがん保険」。団体割引になるのでお財布にもやさしい！



## 全国国民年金基金



**merit 1**  
65歳から  
一生涯  
受け取れます

**merit 2**  
掛金の額も  
受取の額も  
変動しません

**merit 3**  
税金が  
おトクに  
なります

**merit 4**  
掛け捨て  
には  
なりません

**merit 5**  
受取額や  
受取期間に合わせて  
自由に設計  
できます

[www.zenkoku-kikin.or.jp/](http://www.zenkoku-kikin.or.jp/)  
全国国民年金基金 検索



資料請求等お問い合わせは事務局まで!!

【 今月のスケジュール 】

# 7 月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |    |

## ●記帳は会計ソフトで・申告は e-Tax で●

事業所得者、不動産所得者（事業的規模）の方へ

「やよいの青色申告」（ウィンドウズ利用者）・「ジョブカン青色申告」（Mac 利用者）

始めてみませんか？ 会計ソフトを使って日々の帳簿付け等お手伝いします。

## ●青色共済からのお知らせ●

“青色ドック” 年一回の健康診断、「市谷会場」での受診が出来ます。ご希望の方はお早めに申告会事務局までお問合せください。

**60年で加入企業110万社以上の実績！**

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

**安心**

確実な退職金支払  
安心の資産運用

**簡単**

外部積立型で管理が簡単  
退職金試算額もお知らせ

**有利**

掛金は全額非課税  
掛金の一部を国が助成



従業員の働く意欲の向上に！



詳しくはホームページ  
をご覧ください。

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、  
一定の要件を満たしていれば加入できます。



(独)勤労者退職金共済機構  
**中小企業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

## ●都税についてのお知らせ●

# 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### <減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和8年3月31日までの間に新築された住宅

**耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。**

- ☑ 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- ☑ 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- ☑ 新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- ☑ 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- ☑ 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請すること

### <減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**3年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

### <減免の対象② 耐震化のための改修>

ア 昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和8年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を行った住宅

イ 昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に在来軸組工法により新築された2階建て以下の木造の住宅で、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を行った住宅

**一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。**

- ☑ 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- ☑ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- ☑ 耐震改修工事が完了した日から3か月以内に減免申請すること

### <減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分<sup>\*1</sup>について、固定資産税・都市計画税（居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで）を**全額減免**<sup>\*2</sup>

\* 1 アの住宅で、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分

\* 2 アの住宅については、耐震減額適用後全額減免



### <減免を受けるための手続>

①及び②イの場合には「固定資産税減免申請書」、②アの場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。  
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/info/taishin.html>

